

大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和2年9月30日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	職員に対する懲戒及び訓告について	
開示の日時及び場所	日時	令和2年10月29日(木) 16時00分
	場所	舞鶴市役所人事課
開示の方法	写しの交付	
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	<p>(開示しない部分) 「氏名」の部分 「聴取内容」の部分</p> <p>(開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由) 「氏名」の部分は、舞鶴市情報公開条例第5条第1項第1号に該当し、その理由は「個人に関する情報」であるため。 「聴取内容」の部分は、舞鶴市情報公開条例第5条第1項第5号に該当し、その理由は「不利益処分等に関する情報」であるため。</p>	
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	/	
担当部課等	市長公室 人事室 人事課 電話番号 0773-66-1066 (内線1342)	
備考		
注意	<p>1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。</p> <p>2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。</p>	

決裁権者  
市長

編てつ  
番号

起因日 令 2 . 5 . 1 1	起案日 令 2 . 5 . 1 1	決裁日 △ 2 . 5 . 1 1	施行日 △ 2 . 5 . 1 5
文書分類 04-01 ( 服務全般 )	保存年数 (常用)年(99年度まで)	文書番号 第 号	
文書主任 審査	文書審査担当課審査	浄書 校合 公印	発送
起案者 人事課 濱井香代子 内線 1345 番		公開状況	

件名  
職員に対する懲戒及び訓告について






---



---



---

決裁	市長 	副市長 	副市長 		
	部長 	次長等 	課長等	係長等	係員
合議	部長	次長等	課長等	係長等	係員
	部長	次長等	課長等	係長等	係員
	部長	次長等	課長等	係長等	係員

## 処 分

### 懲戒処分

- ① 戒告 職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分
- ② 減給 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分
- ③ 停職 職員を懲罰として職務に従事させない処分
- ④ 免職 職員を懲罰として勤務関係から排除する処分

### 懲戒処分以外の措置

- ① 訓告 文書により職員に対し注意を与え、将来を戒める措置
- ② 口頭訓告 口頭により職員に注意を与え、将来を戒める措置

#### 地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

# 懲戒処分書

技術職員



地方公務員法第29条第1項第2号並びに舞鶴市の職員の懲戒  
の手續及び効果に関する条例により懲戒処分として戒告する

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三

## 処分事由説明書

令和2年5月15日付で懲戒処分した事由は、下記のとおりである。

なお、この処分について不服がある場合は、地方公務員法第49条の3の規定により処分のあったことを知った日の翌日から起算して、三月以内に舞鶴市公平委員会に対して審査請求をすることができる。

### 記

土木課発注工事における建築確認の未申請という法令違反、及び、これにより発生した、建造物撤去にかかる費用の事業者への支払いに関する不適切な工事発注については、市政への信頼を失うこととなり、管理監督者として、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に該当する。

# 訓 告

事務職員

土木課発注工事における建築確認の未申請という法令違反については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、このようなことがないよう管理監督者としての職責を一層自覚し、所属職員の指導を徹底するよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三

# 訓 告

技術職員

土木課発注工事における建築確認の未申請という法令違反、及び、事業者への不適切な工事発注については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、このようなことがないよう管理監督者としての職責を一層自覚し、所属職員の指導を徹底するよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三

# 訓 告

技術職員

土木課発注工事における事業者への不適切な工事発注及び事務処理については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、公務員としての立場を一層自覚し、再びこのような行為を行うことがないよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三



# 訓 告

技術職員 

土木課発注工事における事業者への不適切な工事発注及び事務処理については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、公務員としての立場を一層自覚し、再びこのような行為を行うことがないよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三

# 訓 告

技術職員

土木課発注工事における建築確認の未申請という法令違反については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、公務員としての立場を一層自覚し、再びこのような行為を行うことがないよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三

# 訓 告

技術職員



土木課発注工事の検査における不適切な事務処理については、市政への信頼を失うこととなり、誠に遺憾である。

今後、公務員としての立場を一層自覚し、再びこのような行為を行うことがないよう訓告する。

令和2年5月15日

舞鶴市長 多々見 良三